

平成 16 年(モ)第 1 5 7 9 3 号 保全異議申立事件

債権者(被申立人) 日本放送協会

債務者(申立人) (有)エフエービジョン

平成 1 7 年 3 月 2 3 日

東京地方裁判所民事第 4 0 部 御中

債務者代理人弁護士 春日 秀文

準備書面 (3)

- 1 業務改変後のテレビパソコン所有者の操作につき、どの様な方法が残されているかは、以下一覧表のとおりである。

は、可能、×は不可能をそれぞれ意味する。

機能	債務者ソフト	Ssh経由にて
録画予約挿入		
録画予約取り消し		
録画即時開始		
録画即時終了		
ファイルダウンロード		
ファイルアップロード		
ファイル消去		
ファイル名変更	×	
ソフトウェアインストール	×	
ソフトウェア削除	×	

ソフトウェア改造	×	
ソフトウェア作成	×	
各種ソフトウェア設定の変更	×	
ホームページ公開	×	
コンピュータの停止	×	
テレビパソコンへ直接ログイン		

2 両方に のある機能は、業務改変により、操作を行う手段が増えたことを示す。つまり、「並列」で、所有者がどちらを使うかを定めることができる。

3 これに対して ssh にしか の無い機能は、業務改変により新たに行うことが可能になった機能を示す。

4 上記のとおり業務改変により、録画、転送に関しても債務者製のソフトをまったく使わないで実現することが可能となった。

5 その他、業務改変で可能になったこと

(1) 他社製のコンピュータを利用して債務者のハウジングサービスを利用すること

(2) 債務者ハウジングセンター以外のハウジングサービスへの設置(新規購入後、ハウジング終了後)

(3) お客様自身でテレビパソコンを設置すること

(4) 直接ログインすること。すなわちテレビパソコンにたいして自己の所有する手元のパソコンから他のどのコンピュータの力も借りずに直接ログインすること。ログインする方法は複数通りあり、債務者製のソフトを経由してログインすることも可能であるが、その場合を含めて所有者の手元のパソコンから債務者に預けたテレビパソコンへ直接ログインするようになっている。

6 業務改変で不可能になったこと

(1) 死活監視(マシン異常の早期発見)

(2) 多重ログインの禁止

7 まとめ

上記表で明らかのように、沢山のことが債務者製のソフトを利用せずに可能となったほか、録画という問題とされている行為についても、債務者製のソフトの助けを一切借りずに行うことができるようになった。そしてぜひとも気づいていただきたい点は、上記表は業務改変直後に債務者が所有者へ引き渡した時点の状態を示したものにすぎないことである。すなわち、ssh を開放し root のパスワードを通知したことから、利用者は自分自身かまたは第三者の力を借るかを問わず、預けたテレビパソコンの仕様(ソフトウェア・中身)を自由に変更することができる。それゆえ、債務者は「所有者はどうやって録画するのか、現在はどうなっているか」という質問にも答えられなくなっている。債務者製のソフトを削除しているユーザーがいても全く不思議はない。上記表の内容が現在もその状態であるかどうかはそれぞれの所有者に聞くほかない問題で、債務者の関知しない問題である。具体的な例をあげると、IBM 社はマイクロソフト社のワープロソフト、「Word」を内包してコンピュータを販売したとする。IBM コンピュータ購入者の中には、ジャストシステム社のワープロソフト「一太郎」を長年使っている者もいるだろう。その者は新たに「一太郎」をインストールして文書を作成するであろうが、「ワード」を削除するかもしれないし、ハードディスクに余裕があればそのまま使わずにほおっておくかもしれない。かように、個人所有のパソコンでソフトのインストール・削除が自由に行える環境においては、コンピュータを販売した IBM 社に対して「コンピュータ所有者はどんな方法で文書を作成するのか」を問うたところで、返答できるはずがないことは明らかである。販売したコンピュータは所有者の自由意思により各種のソフトウェアが適時インストールされ、また削除され、どれを使うか使わないかを完全に管理・支配しているのだ。債務者の預かるテレビパソコンも業務改変後はこの例と同様に、自由にソフトのインストール・削除が行える環境になっているので、この例と全く同じ状況となっていることをぜひともご理解いただきたい。

